

明日香村景観計画 第3部

川原大字 景観計画

平成23年6月
明日香村 川原大字



目 次

1 川原大字景観計画の基本的事項	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 計画年次と進行管理	1
(4) 計画の区域	2
(5) 計画の位置づけと構成	2
2 大字景観づくりの目標と基本方針	3
(1) 大字景観づくりの目標	3
(2) 大字景観づくりの基本方針	4
3 大字の景観資産	5
4 大字景観の将来構想	9
5 大字景観づくりのマナー	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 建築物・工作物等のマナー	13
(3) 大字活動等のマナー	15
6 景観づくり協議会の取り組み	16

1 川原大字景観計画の基本的事項

(1) 背景

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」と称す）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

しかし、これまでの法制度では十分な対応ができなかった小規模な屋外広告物や小規模な工作物などが景観を阻害している事例、もう少し工夫をすればより良い景観が形成できるような事例も散見されます。また、これまでの法制度は、集落ごとの特徴に応じた景観の形成には十分な制度ではありませんでした。さらに、明日香村ならびに川原大字における住民の減少や少子高齢化により農地や山林、伝統行事などの良好な環境の維持・継承が危ぶまれています。

このようななか、明日香村では、都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域の開発の緩和区域を川原大字の区域に設定し、明日香村の人口及び大字人口の増加を目指しています。このことは、言い換えると、これまでの旧来型コミュニティの中に、外部から新たな住民を呼び込むことであり、新旧住民が協働で川原大字の景観づくりを進めていくための仕組みづくりが求められています。

(2) 目的

このような状況を受け、明日香村では景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、明日香村全域の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を図っています。そして、「明日香村景観計画」のなかでは、大字単位で「大字景観計画」を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成を進めていくことを示しています。なかでも、川原大字では、都市計画法第34条第11号区域を有するため、特に今後の大字景観づくりに向けた目標像を明確にすることが求められています。

そこで、川原大字では、現況の土地利用と住民の生活環境の実態を踏まえ、住民が希求する大字景観のあるべき方向と方策を示す「川原大字景観計画」を策定することにより、住民、行政、事業者、新たに川原大字に移り住まれる方々が協働で、川原大字の特徴に応じた大字景観づくりを進めていくこととします。

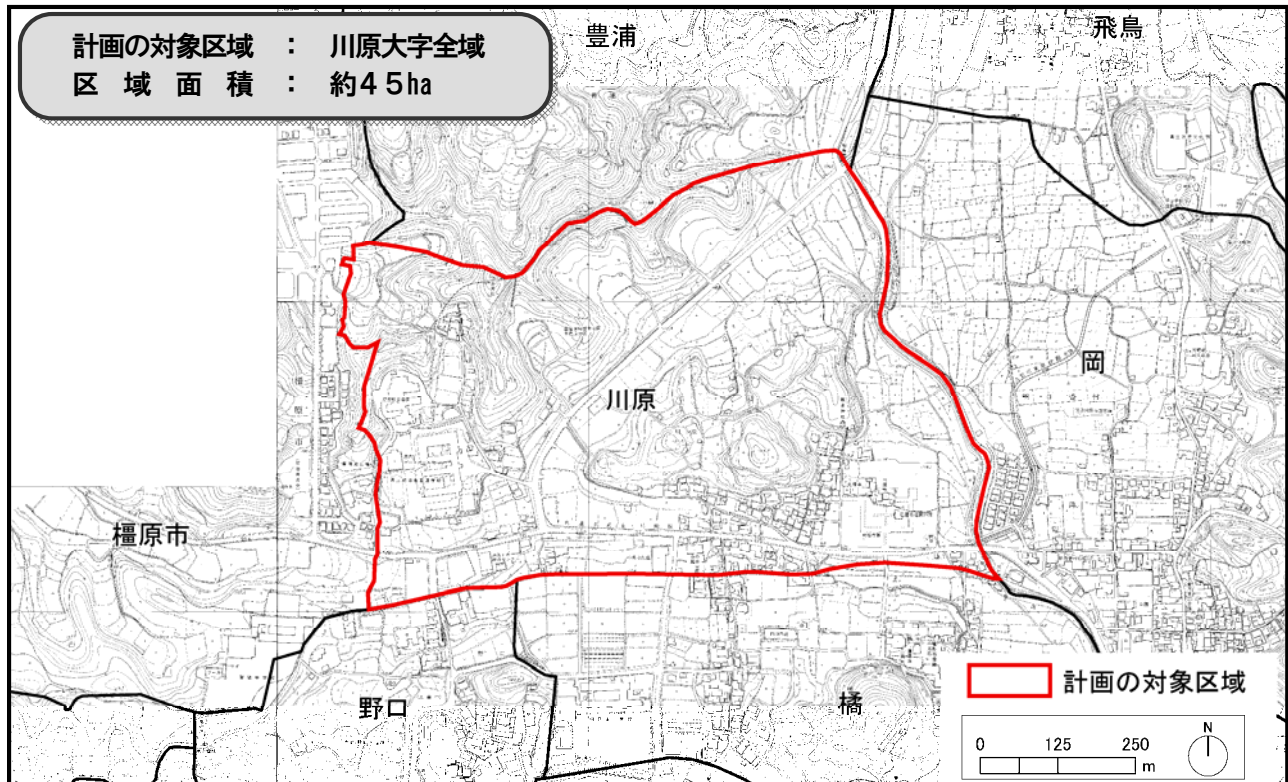
(3) 計画年次と進行管理

本計画は、概ね10年後の川原大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。（計画年次：平成23年4月～平成33年3月末）

(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、川原大字全域とします。

■ 川原大字景観計画の対象区域



(5) 計画の位置づけと構成

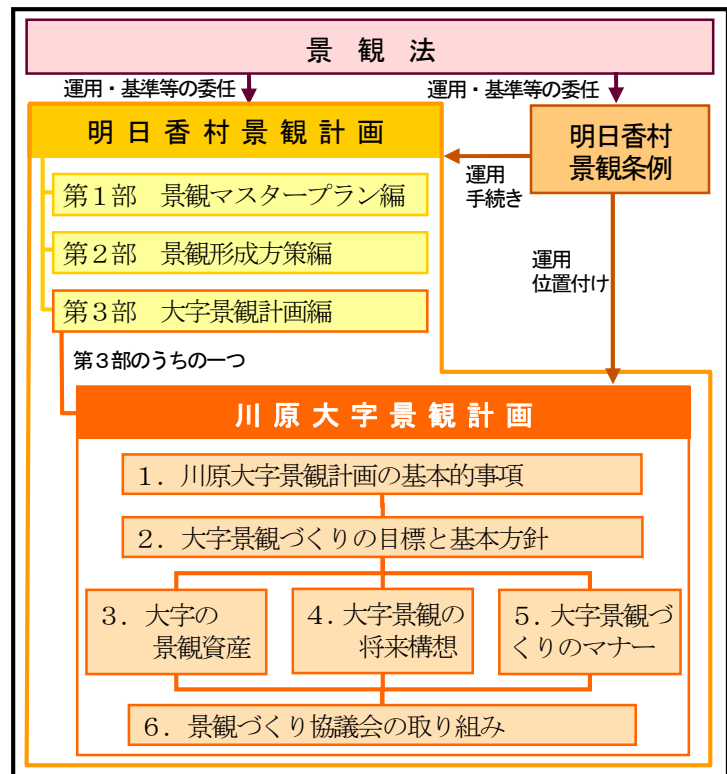
明日香村では、これまでも古都保存法・明日香法、奈良県風致地区条例に基づき、建築物の建築や工作物の建設、開発行為などが制限され、明日香村の歴史的風土の保存に一定の効果をあげてきました。

そこで、これらの法制度は踏襲した上で、それらの対象とならない部分を誘導してこうというものが村全域の明日香村景観計画として位置づけられています。

川原大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

川原大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

■ 計画の位置付けと構成



2 大字景観づくりの目標と基本方針

(1) 大字景観づくりの目標

川原大字は、小さな丘陵の南側の緩やかな傾斜地に家屋がまとまって立地しています。地形に即してヒューマンスケールに築かれた石積みや伝統的な家屋などが入り組んだ細街路と相俟って変化に富んだ街路景観を創り出しています。またそれらの伝統的な家屋の多くは、概ね東西方向に棟を揃えて南面し、遠くからは背後の樹林地と調和した美しい屋根並みを望むことができます。

また、川原大字には川原寺跡や亀石などの主要な史跡が位置するとともに、北部は国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区の一部となり、東部は第一種歴史的風土保存地区に指定され、明日香村の重要な歴史的風土が保全・形成されています。また、明日香村を自動車で訪れる方々のエントランスや明日香観光の主要交通の十字路（県道野口平田線（建設中）と県道多武峰見瀬線の交差点）となる区域でもあり、明日香観光にとって極めて重要な区域として、歴史的風土と調和したもてなしの景観づくりを進めていくことが求められます。

しかし、一方で、集落の背景となる集落北側の果樹園の減少や樹林地の荒廃により竹林が増加し、美しい集落景観が大きく変容しつつあります。また、主要幹線道路に面する区域では、沿道の商業利用による明日香村の歴史的風土と不調和な建築物の建築や工作物の建設、屋外広告物の掲出などが進むおそれもあります。さらに、都市計画法第34条第11号に基づく指定区域における住宅の建築にあたっては、現在の川原集落の景観との調和に十分配慮していくことが求められます。

川原大字の歴史や文化の維持・継承、自然環境の保全・再生を進め、より良い生活環境を形成していくとともに、明日香村観光のエントランスならびに要衝として、新たな変化にも柔軟に対応しながら、歴史的風土の保存・継承を図るため、今後の川原大字の景観づくりの目標を以下のように設定します。

川原大字の景観づくりの目標

**「歴史」と「自然」と「人々」が織り成す
暮らしともてなしの景観づくり**

(2) 大字景観づくりの基本方針

川原大字の景観づくりの目標に基づき、以下の基本方針を設定します。

川原大字の景観づくりの基本方針

基本方針 1 四季の移ろいを感じられる景観づくり

大字住民と都市住民、新規住民などと協力して、農業の振興、丘陵の樹林・竹林の管理や荒廃した樹園地の再生、耕作放棄地の活用、飛鳥川の清流の保全等に取り組み、国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区と一体となった豊かな自然環境ならびに多くの人々が自然と触れ合える場を積極的に創出し、四季の移ろいを感じられる彩豊かな里山景観・農地景観づくりを進めます。

基本方針 2 生き活きとした生活景観づくり

祭礼、行事、慣習など、長い歴史のなかで培われてきた生活文化を大切にし、必要に応じて多少の変更を伴いながらも、その本質的な価値・意義を失わないよう、守り、育み、川原大字らしい豊かな生活環境を将来世代に受け継いでいきます。

新旧住民が協働で大字景観づくりに取り組み、住民一人一人が、大字景観づくりの役割をもち、生きがいをもつことにより、生き活きとした生活景観を創り出していきます。

基本方針 3 明日香観光のもてなし景観づくり




歴史文化資源の保存・活用、またそれらを取り囲む自然環境の保全・再生に対し、大字住民・行政等が連携して取り組むことにより、明日香村観光のエントランスとして、また、明日香村の主要な観光拠点として相応しい歴史的風土の保存ならびに歴史的景観の保全・形成を図ります。併せて、歴史的風土と調和した形でのもてなしの空間づくりを進め、より多くの人々がもう一度訪れたいと思う景観づくりを進めます。

3 大字の景観資産

以下に掲げる遺跡・遺構、建造物・町並み、生活文化、自然環境などを「川原大字の景観資産」と位置付けます。

「川原大字の景観資産」については、今後、川原大字景観づくり協議会を中心にその保全・活用の方策を検討していきます。また、建造物や樹木、公共施設については、必要に応じて、明日香村景観条例に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」への位置付けや文化財の指定・登録などを村に申請・要望していくこととします。

■ 川原大字の景観資産一覧（その1）

分類	名称	概要
遺跡・遺構	川原寺跡	飛鳥寺（法興寺）、薬師寺、大官大寺（大安寺）と並ぶ飛鳥の四大寺に数えられる。創建年代、経過は明らかではないが、飛鳥朝には極めて重要な意義を持っていた寺院であるとされている。また、天武天皇の病氣平癒祈願の法会が盛んに行われるなど、天武天皇と特別な関係にあったと推定されている。古墳時代中後期の土器片が見つかり、古墳時代には、集落が存在していたとみられる。 
	亀石	川原寺の境界を表す標石といわれる。当麻との争いに基づく伝説（西を向くと大和盆地は泥の海になる）も残されている。 
	鉄釜の鑄造遺構	類例のない古代の大型鉄鑄造遺構。古代の鑄造技術の解明の上で大変貴重な遺構である。
	甘樫丘東麓遺跡	平成6年の調査で、7世紀後半～末にかけての大規模な土地造成及び下層の7世紀中期頃の焼土層を確認。平成17年の調査では、谷奥の平坦地に7世紀の掘立柱建物5棟以上と掘立柱塼一条を確認。蘇我蝦夷・入鹿親子の邸宅跡か。
	川原下ノ茶屋遺跡	東西道（幅約12m、両側幅約1m、深さ約40cmの溝、北側石組溝、南側素掘溝）と南北道（幅約3m、両側幅30cm、深さ20cmの素掘溝）の交差点を検出。
	川原瓦窯跡	藤原朝期に川原寺が保有した複数の瓦窯のひとつ。川原寺は平安時代以降も東寺末の官寺として独自の瓦窯を保有。飛鳥寺や坂田寺、橘寺などの寺院に瓦を供給した。
	川原寺裏山遺跡	せん仏・塑像・金銅金具をはじめ、仏教関係の遺物を多量に出土。平安初期に川原寺が罹災した際、焼失した仏像その他が埋納されたものとも考えられている。
建造物・町並み	微地形に即して築かれた石積みや入り組んだ細街路、東西方向に棟を揃えて南面する家屋が変化に富んだ町並みを創り出している。なかには、大和地方特有の民家様式である大和棟民家もみられ、地域で受け継がれてきた建築様式や作法を感じられる。 	





■ 川原大字の景観資産一覧（その2）

分類	名称	概要	
生活文化	板蓋神社	祭神は応神天皇・仲哀天皇・神功皇后の三柱。社殿は流造。八幡神社とも称した。明治42年7月27日字小山田の宗像神社、字トナミの竜神社、字天野の八阪神社を境内社とする。「板蓋」は、社頭が板葺宮跡に疑定されていることに由来するという。	
	宗像神社	弁天社とも称す。明治42年（1909）に板蓋神社に併合。現在は旧社に復している。祭神は市杵島比売命。社殿は春日造。	
	八阪神社	安政3年（1856）に建立された石燈籠に「天王社」の銘がある。明治42年（1909）に板蓋神社に併合。その後旧社を復して現在に至る。	
	龍神社	「シュウジンサン・リュウレンサン」とも呼ばれる。明治42年（1909）に板蓋神社に併合。その後旧社を復して現在に至る。祭神は豊玉比売命。社殿は春日造。境内には「安永二巳年九月吉辰」の銘のある石燈籠が建つ。雨乞いには飛鳥川の水を汲んできて、小祠にかけて降雨を祈願した。 毎年9月15日には般若心経をくって祭典をしている。	
	川原寺（弘福寺）	中金堂跡付近に位置する。川原寺の法灯を継ぐ寺院で、木造持国天・多聞天立像（重要文化財）を安置する。山号は仏陀山、院号は東南院。本居宣長が訪れたことが知られている。	
	光福寺	山号は仏国寺。浄土宗知恩院末。	
	浄真庵	字小山田に所在する。	
	亀石付近のお地蔵さん	7/23に地蔵祭が行われる。	
	中垣内のお地蔵さん	7/24に地蔵祭が行われる。	
	川原寺前のお地蔵さん	昭和初期頃に建てられている。 「悩み事が良く聞き入れられる」とも言われている。	

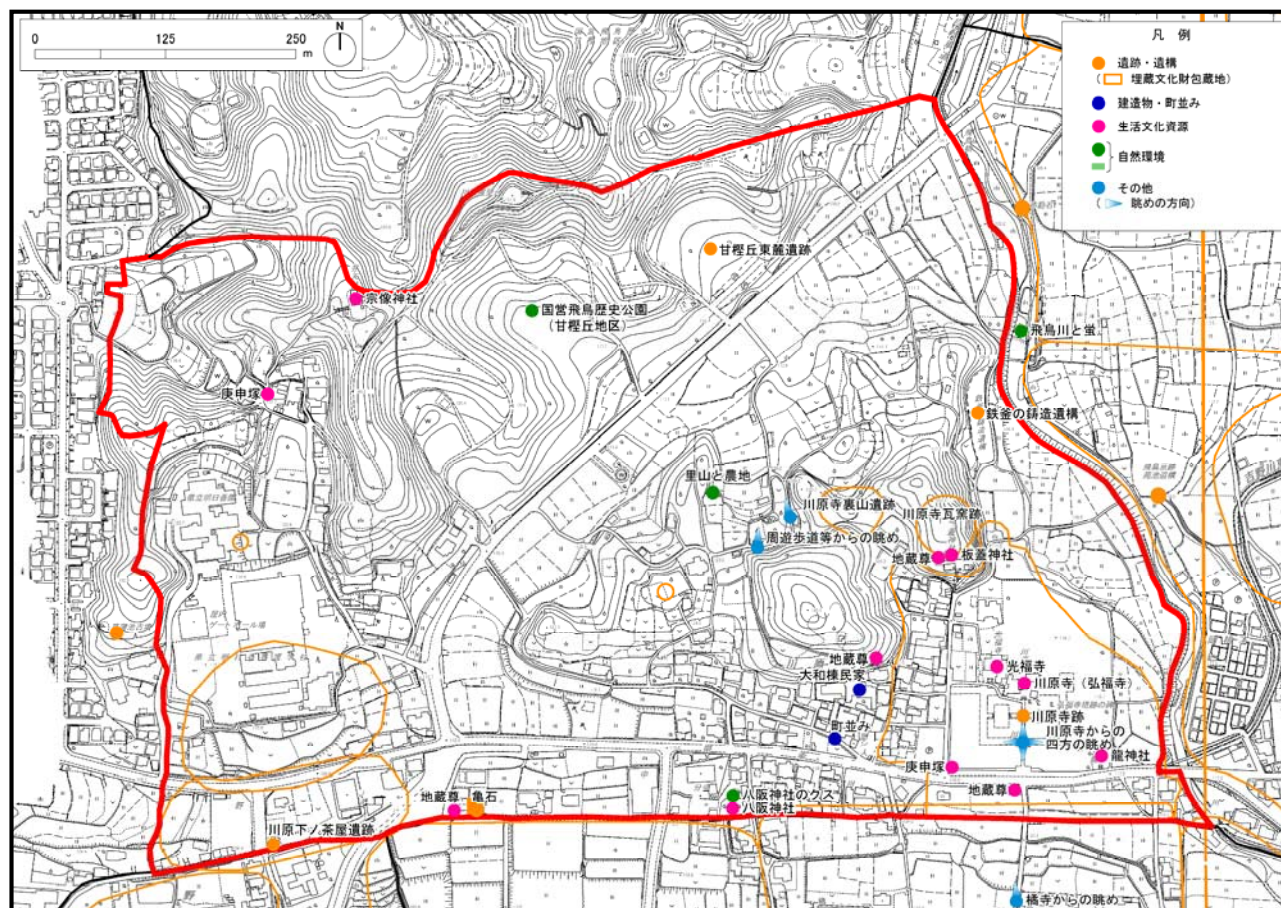
■ 川原大字の景観資産一覧（その3）

分類	名称	概要	
生活文化	川原寺前の庚申塚	日々清掃が行われている。 毎月1日及び15日にお参りが行われる。	
	小山田の庚申塚	日々清掃が行われている。 毎月1日及び15日にお参りが行われる。	
	板蓋神社の秋の宮講祭礼	川原と小山田の2つの村で行われてきた。川原では、10月15日、頭屋の家の床の間に安置したお仮屋（飛鳥川（かつては吉野川）の小石（平年は12個、閏年は13個）を敷く）を祀る。16日午後から宮講の人たちが頭屋の家に行き、夕方には頭屋とともに板蓋神社まで渡御し、ミユのお祓いが行われ、宮講の祭礼が行われた。	
	春の祭典	飛鳥神主を迎えて、毎年の豊作祈願が行なわれる。	
	秋の祭典	飛鳥神主を迎えて、毎年の豊作を祝って行われる。 細かな細工が施されただんじりがくり出される。	
	収穫祭	毎年の豊作を祝って12月に行われる。	
	とんど	1月14日の晩、燃料となる藁を持ち寄り、注連縄などの正月飾りを焼く。	
	お盆（盂蘭盆）	12日早朝、家族が村墓へ参り、待機している村寺住職の念仏称名を受けて帰宅。 14日午前中に各々決まった場所まで行き、線香を焚いて先祖を家へ迎え入れ、約1日間食事を供える。	
	ふれあい祭り	大字民の親睦の場として10数年続いている。	
	自然環境	国営飛鳥歴史公園（甘樫丘地区）	標高145mの小高い丘。大化の改新以前、蘇我蝦夷・入鹿親子が権勢を示すために丘の麓に邸宅を構えていたといわれている（甘樫丘東麓遺跡か）。
八阪神社のクス		平坦地の低層集落のなかでランドマークとなる。	
飛鳥川と蛍		昔から残る大切な自然環境となっている。 飛鳥川は、古くから川原集落との関係が深く、龍神社における雨乞いの儀式の際の水汲み場でもあった。また、現在は、頭屋が当たると座を営むまでに飛鳥川（かつては吉野川）から小石を拾って帰ることとなっている。	

■ 川原大字の景観資産一覧（その4）

分類	名称	概要	
自然環境	里山と農地	大字民が過去から生かし、生かされてきたものである。広葉樹林を中心とした里山や広がりのある水田や畑地。樹園地は、四季折々の美しい自然景観を創り出している。	
その他	川原寺からの四方への眺め	周囲の景色があつてこそ、川原寺跡の景観が生かされる。	
	周遊歩道等からの眺め	東垣内から墓へ続く周辺景観及び東垣内から川原ポケットパーク横に下っていく歩道は途中から目の前が開けるような景色の開放感がある。	
	橋寺からの眺め	多くの観光客が飛鳥の浪漫を感じられる眺めである。	

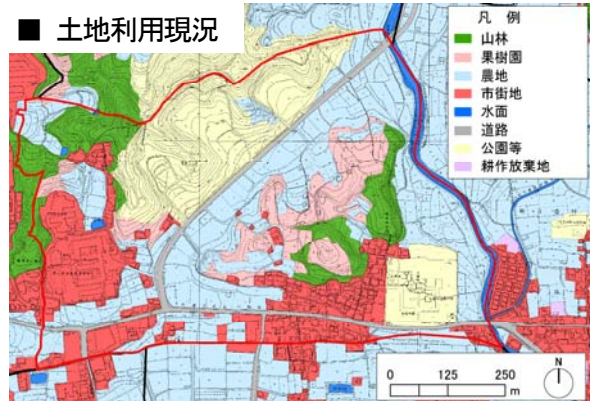
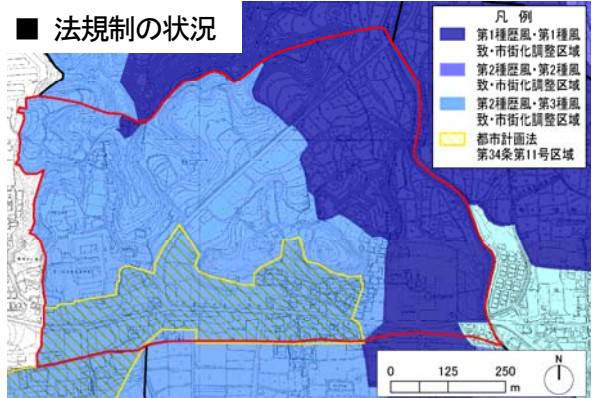
■ 川原大字の景観資産の分布



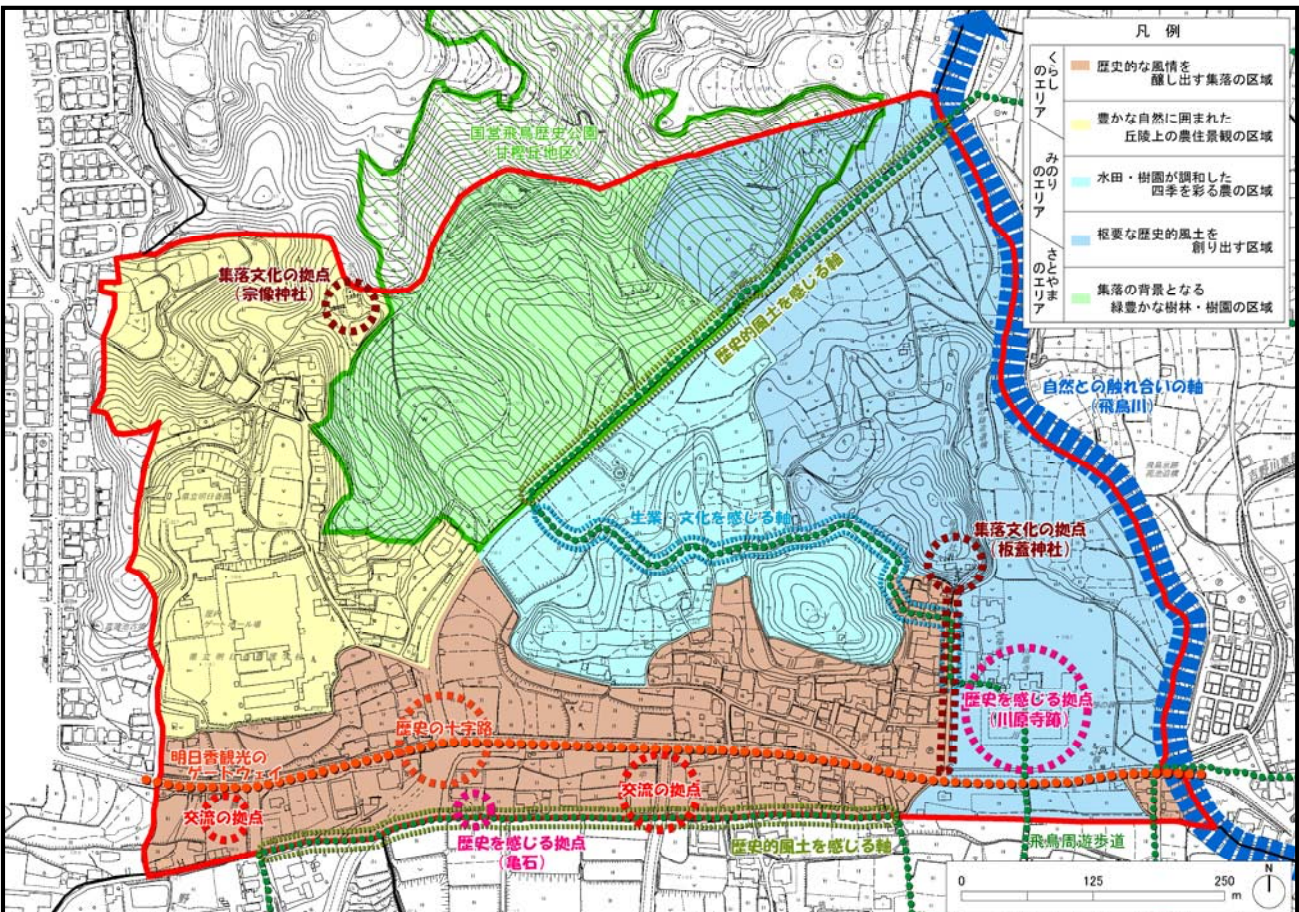
4 大字景観の将来構想

川原大字の大字区域内には、建物が建ち並ぶ集落区域や農地が広がる区域、山林が広がる区域、公園として整備されている区域など、様々な土地の使い方がみられます。また、古都保存法や奈良県風致地区条例、都市計画法第34条第11号区域など、かけられている法規制が異なる区域もみられます。

そこで、ここでは、大字景観の将来構想として、「大字景観づくりのための区域区分」及び「大字景観づくりの拠点となる区域・軸（今後10年程度の間に重点的に景観づくりを進める場所）」を設定し、それぞれの景観形成方針を掲げることにより、区域や軸ごとの特徴にあわせた景観づくりを効率的・効果的に進めていきます。



■ 川原大字の大字景観づくりの将来構想図



■ 景観区域ごとの景観形成方針

エリア・区域		対象区域	景観形成方針
くらしのエリア	歴史的な風情を醸し出す集落の区域 	既存集落の居住区域 都市計画法第 34 条第 11 号の区域（新規住宅予定地）	昔ながらの建築物や工作物など、川原集落の歴史・文化を色濃く残す区域であるとともに、明日香観光のエントランスとなる区域です。 川原集落の歴史・文化を尊重し、建築形態や意匠等に十分に配慮した町並みの形成を図り、良好な生活環境の保全と創造に努めます。また、新しい建築物等の建築にあたっては、現在の川原集落の景観と調和した明日香の歴史的風土に相応しい景観形成を進めます。県道多武峰見瀬線からの眺望や甘樫丘からの眺望など、様々な角度からの視対象となることを意識した景観形成を進めます。
	豊かな自然に囲まれた丘陵上の農住景観の区域 	西部の丘陵上に位置する山林、樹園地、農地、集落により構成される区域	丘陵上に位置する山林、樹園地、農地の取り囲まれた緑豊かな集落景観を形成している区域です。 自然地形に即し、自然素材を用い、周囲の自然環境と調和した柔らかくゆとりのある景観づくりを進めます。
みのりのエリア	水田・樹園が調和した四季を彩る農の区域 	現況土地利用が水田、樹園地を主とし、第 2 種歴史的風土保存地区に指定されている区域	広がりのある農地、樹園地が、甘樫丘からの眺望を確保するとともに、空間にゆとりとやすらぎを与え、明日香の歴史的風土をより引き立たせている区域です。 農地・樹園地の保全、管理を進め、四季の移ろいを感じられる緑豊かな景観づくりを進めます。
	枢要な歴史的風土を創り出す区域 	現況土地利用が水田・樹園地・山林を主とし、第 1 種歴史的風土保存地区に指定されている区域	主要な生業の場として生活を支えると共に、明日香村の歴史的風土の核となる区域です。 将来に渡って農業の振興を図り、優良農地として保全するとともに、適切な山林の管理や樹園地の再生等を通じ、広葉樹林を中心とした四季の移ろい感じられる山里づくりを進めます。
さとやまのエリア	集落の背景となる緑豊かな樹林・樹園の区域 	現況土地利用が山林・樹園地を主とする区域。（飛鳥歴史公園甘樫丘地区は、第 1 種歴史的風土保存地区を除く。）	集落の背景となり、集落景観の美しさを引き立たせるとともに、人々の生活と密接に関わり続けてきた山林及び樹園地の区域です。 適切な管理により、広葉樹林を中心とした四季の移ろいを感じられる山林づくりを進めます。また、公園区域においては、整備プログラムに基づき、地元住民にも親しまれる公園づくりを進めます。

■ 拠点となる区域・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史を感じる拠点	川原寺跡	明日香村の主要な歴史文化遺産として、復原整備や観光客の休憩施設の整備なども含めた必要な整備を検討していきます。また、村の活性化に向け、周囲の施設等と連携した観光振興のあり方や大字の祭礼や行事等での活用等についても検討を進めます。
		亀石	観光客に分かり易い案内表示の設置を進めます。また、周囲の景観阻害要素の除去や修景を進め、明日香村の観光地点のひとつとしての良質な景観づくりを進めます。
	集落文化の拠点	板蓋神社	川原大字の民俗文化の拠点として、社殿等の歴史的建造物の保存を図り、歴史と文化を感じられる場として良好に維持・管理していきます。 また、集落の屋根並みの良好な眺望が望める地点でもあるため、視点場としての整備を検討していきます。
		宗像神社	川原大字の民俗文化の拠点として、社殿等の歴史的建造物の保存を図り、歴史と文化を感じられる場として良好に維持・管理していきます。
	交流の拠点	中央公民館	明日香村の多くの人々が集まり、利用する拠点施設であり、村の人々の交流拠点としての良質な景観づくりを進め、村全体の景観づくりを先導していきます。
		野口駐車場	明日香観光の拠点として、歴史的風土を感じられる観光拠点として、周辺地域も含めた一体的な景観整備を進めます。
軸	歴史的風土を感じる軸	飛鳥周遊歩道（甘樫丘東側）	景観阻害要素の除去や修景を優先的に進め、日本の心のふるさととなる広がりやゆとりのある景観や歴史的風土を感じられる道筋としての整備を進めます。
		飛鳥周遊歩道（亀石前道路）	
	生業・文化を感じる軸	飛鳥周遊歩道（川原寺～甘樫丘）	周囲の山林や樹林、農地の適切な管理を進めるとともに、ヒューマンスケールのきめ細かな景観づくりを進めるとともに、視界の開けた場所では、ゆっくりと眺望景観をたのしめるような場としての整備を進めます。
	明日香観光のゲートウェイ	県道多武峰見瀬線	自動車等で明日香村を訪れる人々が最初に目にする明日香村の風景であり、明日香村の歴史的風土を感じられる景観づくりを進めます。
	自然との触れ合いの軸	飛鳥川	飛鳥川と集落との関係を大切に受け継いでいくとともに、清掃や河畔の草刈などを通じ、ホタルをはじめとした多様な生物が生息できる自然豊かな清流の景観づくりを進めます。

5 大字景観づくりのマナー

(1) 基本的な考え方

川原大字景観づくりのマナーとは、より良い川原大字の景観づくりを進めていくため、川原大字にお住まいの皆さま自らが、川原大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

明日香村では、これまでも、古都保存法や奈良県風致地区条例などにより、一定の行為の制限が設けられてきました。それらを踏襲した上で、より川原大字らしい景観づくりを進めていくために必要な事項を「川原大字景観づくりのマナー」として定めていくこととします。

川原大字では、都市計画法第 34 条 11 号の区域が設定されているため、新たに建築される建築物や工作物等のマナーを中心に大字景観づくりのマナーを設定し、きめ細かな景観づくりを進めます。

■ 大字景観づくりのマナーの種類

① 「ガイドライン」と「ルール」

「ガイドライン」と「ルール」の 2 種類のマナーを設定します。

ガイドライン

：守るよう努力すべき事項（努力事項）

ル ル

：最低限守る必要のある事項（必須事項）

② 「建築物・工作物等のマナー」と「大字活動等のマナー」

「建築物・工作物等のマナー」と「大字活動等のマナー」の 2 種類のマナーを設定します。

建築物・工作物等のマナー

：川原大字の区域において、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合に配慮すべき事項を定めます。明日香村景観条例に基づく届出があった場合、明日香村では、届出された方に対し、川原大字景観計画に規定する建築物・工作物等のマナーへの適合への協力を依頼します。そのうち、特に、ルールとして定められた事項については、適合するよう求め、従わない場合は、川原大字景観づくり協議会と連携した運用を図り、さらに勧告又は変更命令を行うことにより担保していきます。

大字活動等のマナー

：祭礼や行事など、大字としての各種取り組みについて規定するマナーです。外部地域から川原大字に入村される方に守っていただくべき事項などを規定しておくことにより、スムーズに入村でき、良好なコミュニティを形成していくことが期待できます。

(2) 建築物・工作物等のマナー


古都保存法、奈良県風致地区条例及び風致地区審査指針を踏襲した上で、川原大字の景観の特徴に応じて建築物・工作物の形態・意匠に関するガイドライン及びルールを設定します。

ガイドライン及びルールは、「歴史的な風情を醸し出す集落の区域」「豊かな自然に囲まれた丘陵上の農住景観の区域」「水田・樹園が調和した四季を彩る農の区域」の3区域について設定します。


特に「一般住宅以外の新規商工業系建物」と「都市計画法第34条第11号により建築される住宅」については、必須事項となるルールを中心としたマナーを設定することで、既存集落と調和した景観づくりを進めていくこととします。

■ 川原大字において推奨される建築物等の例


屋根は切妻屋根・入母屋屋根とし、主屋の棟は東西方向を向けるよう努めましょう。



外壁は、貫見せや腰下板張り、色彩の変化などにより、単調にならないよう努めましょう。




高さは2階建以下とし、総2階建は避けましょう。

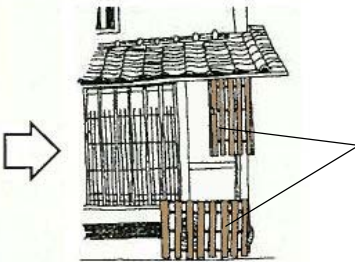


屋根は段差を設けたり、付属屋と連棟させるなどの工夫により、単調にならないよう努めましょう。

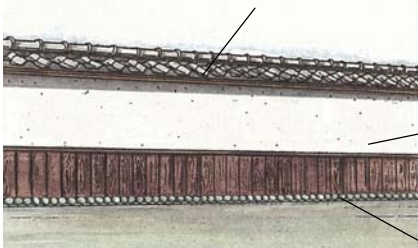
外壁は白色もしくは黒色の漆喰壁またはそれに類する仕上げとするよう努めましょう。



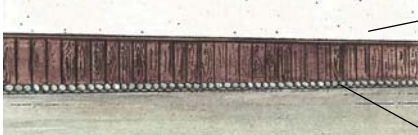
木製格子等により室外機等の目隠しをするよう努めましょう。



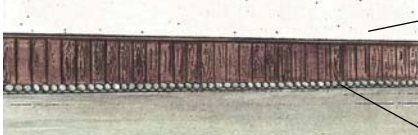
和型瓦、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とするよう努めましょう。



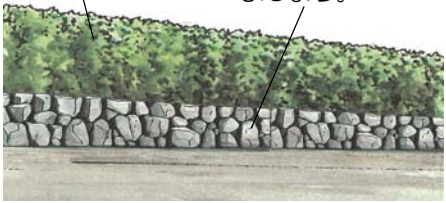
白色もしくは黒色の漆喰壁またはそれに類する仕上げとするよう努めましょう。



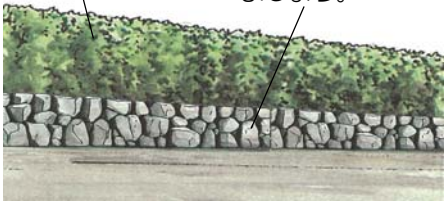
昔ながらの基部の石積みが残る敷地においては、石積みの保全に努めましょう。



樹種は、イヌツゲ、ドウダンツツジ、トベラ、ヒサカキ、モチノキ、カナメモチ、サカキ、カイツカイブキなどを用いましょう。



基部は乱積の石積みとするよう努めましょう。



■ 建築物・工作物等のマナー

項 目	マ ナ ー	全区域	景観区域					
			歴史的な風情を醸し出す 集落の区域	豊かな自然 に囲まれた 丘陵上の農 住景観の区 域	水田・樹園 が調和した 四季を彩る 農の区域			
			新規商工業 系建物 (一般住宅 以外)					都市計画法 第 34 条第 11 号によ り建築され る住宅
建築物	形態 意匠	屋根	・段差を設けたり、付属屋と連棟させるなどの工夫により、単調な屋根面は避ける。	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
			・切妻屋根または入母屋屋根とする。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
			・主屋の棟は東西方向を向ける。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
	外壁	・白色もしくは黒色の漆喰壁またはそれに類する仕上げとする。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
		・腰板など複数の材料若しくは色彩を用い、単調な壁面は避ける。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
	建築 設備	室外 機等	・飛鳥周遊歩道、県道多武峰見瀬線から望見される室外機等は、木製格子等により目隠しをする。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
工作物	形態 意匠	塀	・上部は和型瓦、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
			・白色もしくは黒色の漆喰壁またはそれに類する仕上げとする。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン
	擁壁	・昔ながらの基礎の石積みが残る敷地においては、石積みの保全に努める。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
		・土地の造成は、自然法面（土羽）や自然石の石積みを使用する。	ルール	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
緑化	生垣	・樹種は川原大字の景観に適した樹種とする。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
配置、舗装など		・緑地や構造物の配置、舗装面の色彩などを工夫し、周辺の歴史的風土との調和に十分に配慮する。	ルール	—	—	—	—	
屋外広告物等		・色調や配色パターン、デザイン・規模について十分な配慮をする。	ルール	—	—	—	—	

(3) 大字活動等のマナー

川原大字で受け継がれてきた祭礼や行事などの伝統的活動や新たに実施している活動、大字の集まりなど、良好な地域コミュニティを形成し、維持すること、そして、人々の生活の香る豊かな大字景観づくりを進めていくことを目的として、以下の大字活動等のマナー（ガイドライン）を設定します。

■ 大字活動等のマナー

清掃活動

川原大字では、より良い生活環境ならびに美しい景観を維持・形成していくために、年間を通じて清掃活動を実施しています。

大字の実施する清掃活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきましょう。

祭礼・行事

川原大字では、ふれあい祭りやだんじり祭り、光の回廊などの祭礼や行事、イベントが実施されており、川原大字の景観をより一層魅力的なものとしています。

新旧住民が協力して、祭礼や行事、イベント等を維持・継承していくとともに、大字住民や村外の方々との交流の場として活用していきましょう。

生活

川原大字では、月に1回程度、大字集会を開催し、大字の運営に関する事項についての話し合いを行っています。

日常生活のなかでの問題点や景観上の課題などについて積極的に話し合い、より良い生活環境を維持・形成していくとともに、景観づくりや地域の活性化のための勉強会としても積極的に活用していきます。

(※) 新規住民の方へ

新たに川原大字の住民となる場合、自治会費等の負担金が発生します。

詳細については、事前に川原大字総代までご確認・ご相談下さい。

6 景観づくり協議会の取り組み

川原大字では、「川原大字景観づくり協議会」を設立し、平成23年6月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定されています。

川原大字景観づくり協議会は、以下の3つの役割を担います。

■ 景観づくり協議会の役割

① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・川原大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よい、喜べる、楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを主体的に実施していきます。
- ・取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。

② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。

③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・新規住民に対して、川原大字住民として生活していくための守るべきルールを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。

なお、今後10年程度（平成23～32年）は、以下の3つの取り組みを重点的に実施していきます。

取り組み1 景観阻害要因の改善

- ・耕作放棄地や荒廃山林、県有地などの景観を阻害している土地について、大字づくり協議会が主体となって管理を実施していきます。
- ・町並み景観をより良くするため、室外機の囲いによる修景などを地域全体で推進していきます。
- ・美しい川原大字を維持するため、飛鳥川や神社・祠などの大字の景観資産を中心に、大字内の清掃活動を継続実施していきます。
- ・景観を阻害している屋外広告物など、景観阻害要素について、自ら調査を行い、改善に向けた取り組み方策を検討します。また、必要に応じて明日香村に対して、必要な措置を講ずるよう要請していきます。

取り組み2 大字の景観資産を活かしたまちづくりの検討・実践

- ・亀石や川原寺前広場などの歴史文化資源をいかした活力あるまちづくりのあり方の検討、子ども達が気軽に遊べる水路の再生に向けた検討を行い、村への提言を行うとともに、村や明日香景観アドバイザー等と連携して、自ら実践していきます。
- ・歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

取り組み3 大字の生活・民俗文化の継承

- ・新たに入村される人との良好な関係を築くとともに、これまで培われてきた生活・民俗文化の記録化を進め、次世代や新規住民に引き継いでいきます。

川原大字景観づくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、川原大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「川原大字公民館」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、川原大字の区域とする。

第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 10人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開 催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議 決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。



明日香村景観計画 第3部

川原大字景観計画

平成23年6月

発行：川原大字景観づくり協議会、明日香村
